

令和3年9月  
(第14回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和3年9月27日(月曜日)

令和3年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年9月27日(月曜日) 午前9時00分～午前10時15分

2 開催場所 南大隅町役場本庁

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	2番	北之口 洋一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎  
事務局次長兼係長 中村 玲子  
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第45号 非農地証明願いに係る証明について  
議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和3年9月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は10名です。  
12番横原委員から欠席の届けがありました。よって11名中10名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、7番の溝田委員と8番の東山崎委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。  
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件でございます。

(2ページ 議案第43号の議案書の読み上げ)

3ページの集計表、4ページ、5ページ、受付番号1番の資料については、それぞれお目通しください。  
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議 長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

9 番： 9番吉永です。申請地につきましては、〇〇公民館の西隣、申請人の実家の20m東にあり、周辺は道路を挟み、住宅に囲まれています。現在は、申請人の父が春馬铃薯・早期水稻を栽培しております。意見につきましては、申請人は学校を卒業後すぐに実家を離れたため、20数年前までは譲渡人の弟が〇〇より通り水稻を作付けしておりました。しかし、病気で通えなくなり、また、住宅に囲まれていることから、耕作放棄できなかったため、親戚にあたる申請人の父が今日まで春馬铃薯・水稻を作付けしております。譲渡人も高齢となり病気がちのため、帰郷し農業をする意思もないことから譲渡の話に至ったものです。今後も申請人が引き続き耕作していくことから問題ないものと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。  
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。  
全推進委員、許可やむなし、でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第43号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第43号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案番号44号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、6ページの議案第44号の議案書をご覧ください。  
議案書をもとに説明いたします。

(議案第44号 議案書の読み上げ)

資料については、8ページから14ページまででございます。転用目的は携帯電話の基地局建設に伴う工事資材置き場としての一時利用によるものです。それぞれお目通しください。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、担当委員からお願いします。

7 番： 9番吉永です。申請地は、〇〇氏の自宅より西に5kmほど町道の〇〇線沿いにある〇〇西隣の養鶏場の敷地内でございます。  
3鶏舎あり、1鶏舎に12000羽、計36000羽入数されており、今年中にあと1回の入数と出荷を計画しているとのことです。意見としましては、〇〇携帯電話無線局建設に伴う、建設中の資材置き場・駐車場等の用地確保のための一時転用の申請であり、期間については2.3か月あれば十分とのことで、今年12月5日のブローラー出荷後から開始するとのことです。次の入数までは1か月ぐらいと短いですが、騒音の出る基礎工事を先に進め、のちにあまり騒音の出ない鉄塔の組み立てを行うことから、入数後も騒音等の大きな音に弱いブローラーに問題なく工事を行うことが出来るとのことです。今回は、一時転用であり、基礎部分は鶏舎から離れた養鶏場の隅に建設するため、日常の作業等にも何ら影響はなく、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただいま担当委員より報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。  
それでは、農地最適化利用推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。  
全推進委員、許可に賛成でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第44号許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第44号許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に議題第45号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。  
申請件数は2件です。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、15ページの議案第45号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。

(15ページ 議案第45号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については16ページから17ページです。それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： 3番富田です。9月21日事務局、会長、北之口委員、持留推進員と調査を行いました。申請地は、〇〇より西側へ約200m行った住宅地の裏、〇〇地区に上るカーブ付近、〇〇商店の裏側に位置する畑地であるが、現況は原野化しており、周りは住宅地になっておりました。約20年前後耕作していないそうです。意見としては、原野化しており、一部は杉が生え、山林化しておりました。本人も高齢化のため耕作はしないとのことで放置されておりました。周りが住宅地で機械を入れることが難しい状況でした。  
また、〇〇番は、工事にかかるとのことでした。そのため、非農地の証明としては、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございました。ただいま、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。地区担当の持留推進委員、何かご意見等ありませんか。

2 番： はい。

議 長： 北之口委員どうぞ。

2 番： 資料に記載の現況が「畑」となっているのですが、現況自体は「原野」とのことですが、大丈夫なのでしょうか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 資料につきましては、農家台帳の情報をもとに作成しております。5条、4条申請ともに県に申達を行うのですが、以前県より指摘がありましたので、台帳の情報をもとに記載を行っております。以上です。

議 長： よろしいですか。ほかにございませんか。

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： 非農地申請に関しては、現況のわかる写真が必要だと思うのですが、今回の写真はありますか。

事務局： すみません。漏れておりました。次回から記載いたします。

議 長： 写真は漏れておりましたが、富田委員からの報告の通り、住宅地のため、トラクター等も入ることのできないような場所でした。そして、今年の初め、大名竹を伐採したようで、普段は竹の多いような場所だそうです。恐らく住宅裏なので、「菜園」という形で利用していたのではないかと思います。他にございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： よろしいでしょうか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第45号受付番号1番について承認やむなし、される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第 45 号受付番号 1 番については、非農地として承認することに決定いたします。

議 長： 次に議題 46 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明いたします。

(18 ページ議案第 46 号の議案書の読み上げ)

19 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

20 ページの集積計画についてはそれぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見ご質問等ありませんか。

5 番： はい。

議 長： 後藤委員どうぞ。

5 番： 5 番目なのですが、〇〇さんですが、賃借料として米 3 俵となっている点、そして、2 番の賃借料が 0 円となっている点について詳細を教えてください。

事務局： はい。

議 長： はい、事務局どうぞ

事務局： 5 番に関しては、貸主、借主の間で確認済みとのことでした。2 番に関しては、使用貸借のため、0 円となっております。遠い親戚同士のため、今まで口頭での契約を行っていたのですが、借主が別土地の 3 条申請を希望しており、下限面積を満たすため、今回の土地の利用権を設定いたしました。

議 長： よろしいですか。ほかにありませんか。

(意見質問なし)

議 長： 淵脇委員、質問があるのですが、3.4 番の利用権に関しては、私が担当したのですが、シキミ、1 反 15000 円の賃借料に関してはいかがでしょうか。

6 番： この地域では、1 反 5000 円ほどが相場かと思いますが少し高いような気がします。シキミだからと言って高く設定するようなこともないかと思いますが。

議 長： 本人の希望により、この金額になったと聞いておりますが、気になったため質問した次第でした。他にございませんか。  
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 46 号の集積計画について、異議なしとされる方は、挙手をお願いします。

(挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。  
ただいまの推進委員間の挙手状況を踏まえ、議案第46号について、  
計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第46号は計画通り決定いたします。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手  
をお願いします。

事務局： 1. あっせんの申し出について  
2. 10月の行事予定について  
3. 農地パトロール開催に伴う説明会について  
4. 税務課での現況地目変更手続きの際のご協力をお願いします

議長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、  
令和3年9月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員